

議案第99号

公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について

- 資料1 宝塚市立共同利用施設売布会館の指定管理者の候補者選定について（答申）
- 資料2 採点結果表【答申別紙】
- 資料3 宝塚市立共同利用施設条例（抜粋）

令和3年（2021年）8月2日

宝塚市長 山崎晴恵様

宝塚市立共同利用施設等指定管理者選定委員会

委員長 野崎隆一

宝塚市立共同利用施設売布会館の指定管理者の候補者選定について（答申）

令和3年（2021年）6月23日付宝塚市諮問第16号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

（1）選定の目的

宝塚市立共同利用施設売布会館については、昨年6月の募集時に2団体（売布北自治会、売布小学校区まちづくり協議会）の応募があり、当委員会で両団体から提出された応募書類やプレゼンテーション審査の結果、売布小学校区まちづくり協議会を指定管理者の候補者に選定したものの、市議会の議決を得ることができず、本年4月から市が直営管理しています。このため、改めて令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間における当該施設の指定管理者として適当な候補者を応募者のうちから選定します。

（2）選定する施設

市民交流部市民協働推進課が所管する下記の32施設のうち、共同利用施設売布会館を除く31施設については、昨年度の当委員会での選定結果どおり、市議会の議決

を経て指定管理者を指定し、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間、当該施設を指定管理していただいています。

そのため、今年度の選定については、共同利用施設売布会館の 1 施設のみです。

市民交流部市民協働推進課が所管する 3 2 施設

ア 中山台コミュニティセンター

イ 地域利用施設 6 施設

(美座会館・光明会館・雲雀丘倶楽部・南口会館・御殿山会館・高松会館)

ウ 未成集会所

エ 共同利用施設 2 4 施設

(長尾南会館・安倉会館・小浜会館・福井会館・小林会館・鹿塩会館・中筋会館・高司会館・中山寺会館・美幸会館・山本台会館・売布会館・川面会館・松ガ丘会館・泉町会館・旭町会館・仁川会館・伊子志会館・御所の前会館・米谷会館・亀井会館・安倉西会館・山本野里会館・山本会館)

(3) 応募対象者の選定方針

昨年度の経過や、本年 4 月以降、市へ今後の指定管理に関する照会や相談等がない状況も踏まえ、公募によることなく（非公募で）、昨年度の応募状況を参考に 2 者（売布北自治会及び売布小学校区まちづくり協議会）を指名することとしました。

(4) 応募の状況

上記の選定方針に基づき申請を募ったところ、売布小学校区まちづくり協議会から応募がありました。

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長 野崎 隆一（特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所）

委員長職務代理	山本 信也（宝塚市社会福祉協議会）
委員	小西 浩之（税理士）
委員	足立 典子（特定非営利活動法人放課後遊ぼう会）
委員	岩崎 美和（市民公募委員）

（2）選定経緯

ア 第1回選定委員会	令和3年6月23日 (募集要項・業務の概要、選定基準の決定)
イ 指定管理者募集	令和3年7月1日～令和3年7月21日
ウ 第2回選定委員会	令和3年7月31日 (書類審査及び応募者への質問の実施)
エ 第3回選定委員会	令和3年8月2日 (候補者決定及び答申案の作成)

（3）評価方法

評価項目（6項目）と配点（110点満点）を設定し、応募者から提出された申請書類の審査や、応募者への質問を実施し、各評価項目を5段階で評価しました。

選定に際しては、委員5名の評価点を合計して550点満点とし、330点（60.0%）を最低必要点と定めて審議しました。

3 選定結果

（1）選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で意見交換を行った結果、売布小学校区まちづくり協議会を指定管理者の候補者として選定することが適当であると委員全員一致で決定しました。

（2）選定理由

別紙のとおり、必要最低点である330点を上回っており、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断しました。

4 付帯意見

当該団体を指定管理者の候補者として選定するにあたり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、申請内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

(1) 運営に向け設置される運営委員会については、運営経験のある前指定管理者への協力の依頼や相談などを丁寧に行うとともに、まちづくり協議会の特性を生かした、まちづくり協議会全体での運営に取組み、地域住民へのPRにも努めてください。

また、事業計画書にもあるとおり、まちづくり協議会における運営委員会の組織としての位置づけを明確にするとともに、会計の独立の確保と、経費削減に取り組んでください。

(2) 運営にあたっては、利用者団体の意向も反映される仕組みづくりとともに、施設を活用した自主企画にも取り組んでください。

宝塚市立共同利用施設等指定管理者選定委員会 採点結果表（共同利用施設 売布会館）

	評価・採点項目	配点	配点 合計	売布小学校区 まちづくり協議会 評価					平均
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	8	8	8	8	8	8.0
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	50	8	8	8	8	6	7.6
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案（計画）はあるか	10	50	6	6	6	8	6	6.4
	利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（実現方策）を持っているか	10	50	6	6	6	8	6	6.4
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	50	6	4	6	8	4	5.6
	適正な収支計画がなされているか	10	50	6	6	6	8	6	6.4
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	3	2	3	3	2	2.6
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	3	2	3	3	3	2.8
	候補者の経営状況（財務基盤）が安定しているか	5	25	4	2	3	3	3	3.0
	個人情報保護・管理に関する対策が十分か	5	25	3	3	3	4	3	3.2
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	2	2	3	2	3	2.4
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	6	6	8	8	6	6.8
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	4	3	4	3	3	3.4
特殊性	地域のコミュニティや地域の活性化の推進に貢献している団体であるか	10	50	10	10	8	10	8	9.2
	計	110	550	75	68	75	84	67	73.8
得点率				67.1%					

○宝塚市立共同利用施設条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、共同利用施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に共同利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が共同利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 共同利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。